

地方独立行政法人 たつの市民病院機構  
第2期中期目標

たつの市

## 目 次

前 文.....	1
第1 中期目標の期間.....	2
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項.....	2
1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割.....	2
(1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供.....	2
(2) 救急医療の安定化.....	2
(3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実.....	2
(4) へき地医療の提供.....	2
(5) 新興感染症対応と予防医療の充実.....	2
(6) 災害時の対応.....	2
(7) 播磨姫路圏域における連携強化.....	2
2 地域住民や患者が安心できる医療の提供.....	3
(1) 医療安全及び医療サービスの質の向上.....	3
(2) 患者満足度の向上.....	3
(3) 職員の接遇向上.....	3
(4) 市民への情報発信.....	3
3 医療の従事者の確保と育成.....	3
(1) 医療従事者の確保.....	3
(2) 医療従事者の育成.....	3
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項.....	3
1 組織ガバナンスの確立.....	3
(1) 効率的な組織体制と専門職員の確保.....	3
(2) 目標管理のモニタリングと評価.....	3
(3) コンプライアンスの徹底.....	4
(4) リスクマネジメント体制の充実.....	4
(5) デジタル化の推進.....	4
2 職員の士気の上昇.....	4
(1) 職員の意識改革.....	4
(2) 働きやすい職場環境の確保と働き方改革への対応.....	4
(3) 人事制度・給与体系の構築.....	4
第4 財務内容の改善に関する事項.....	4
1 収入の増加・確保.....	4
(1) 病床利用率・診療単価の向上.....	4
(2) 医療環境の変化への対応.....	4

2	経費削減・抑制.....	5
	(1) 施設管理の強化.....	5
	(2) 医療機器の適正な管理.....	5
	(3) 材料費の抑制.....	5
	(4) 人件費の適正化.....	5
	(5) 効率的な予算執行.....	5
	(6) 契約方法の見直し.....	5
3	経営基盤の強化.....	5
	(1) 中期目標期間の経営.....	5
	(2) 運営費負担金.....	5
第5	その他業務運営に関する重要事項.....	5
1	附帯事業.....	5

## 前 文

たつの市民病院（以下「市民病院」という。）は、たつの市南部に位置する御津町において、前身の公立御津病院として昭和27年4月の開院以来半世紀以上にわたり、救急医療を始めとする政策医療を担うとともに、地域住民が安心できる医療の提供をしてきた。

令和2年4月1日には、引き続き市民病院が担うべき役割を確実に果たすとともに長期的かつ安定的な運営を目指し、地方独立行政法人たつの市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）に経営形態を移行した。

第1期中期目標期間においては、法人移行後の1期目として、各会議体や組織の形成、教育方針の決定をはじめ法人の礎となる体制を築くとともに、医療の面では、救急医療の充実、在宅医療の強化、へき地医療の安定化等の計画に掲げる医療を着実に提供し、財務の面では、診療単価の向上など経費経営改革を着実に進め、中期目標の達成に向け計画通り進んでいる。

特に、法人へ移行後は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療を取り巻く環境が日々変遷していく中、地域の最前線に位置する医療機関として地域に求められる医療を提供することで、市民病院が担うべき役割を果たしてきた。

公立病院では、国が示す「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」において、地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能の明確化、地域包括ケアシステムの構築等に向けた取組が求められている。今後、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、医師・看護師等の医療資源を最大限効率的に活用し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、地域の医療ニーズに応じていかなければならない。

第2期中期目標の策定に当たっては、このような社会情勢の変化に対応しながら、市民が健やかに暮らせるまちの実現のため、第1期での取組を更に充実させ、市民病院機構が担うべき役割を確実に果たすとともに法令を遵守した効率的・効果的な法人運営に期待する。

市は、ここに市民病院機構が達成すべき業務の目標とする中期目標を定めるものとし、この中期目標を確実に達成するための具体的な中期計画の策定及び進捗管理を求める。

## 第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間とする。

## 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割

#### (1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供

兵庫県が策定する地域医療構想との整合性を図ること。病床機能については、地域医療構想を十分に踏まえながら、今後の医療需要の動向に対応すること。

#### (2) 救急医療の安定化

地域全体における救急医療の安定化に貢献する役割を果たすため、休日・夜間を含めた内科系患者の受入体制を維持・充実させること。

#### (3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、地域包括ケアシステムの実現に向けて、公的な医療機関として中心かつ先導的な役割を果たすこと。

特に、地域の在宅支援においては、地域包括ケアシステムを支える在宅療養支援病院として、訪問診療を始めとした在宅医療体制を充実させること。

#### (4) へき地医療の提供

室津地区における医療については、安定的に確保すること。

#### (5) 新興感染症対応と予防医療の充実

既存の感染症への対応はもとより、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症の感染拡大時の医療提供体制に必要な機能を平時から準備するとともに、地域の公的な医療機関として中心かつ先導的な役割を果たすこと。

市民病院の設備及び人員を生かし、市民健診や人間ドック等健診（検診）事業の充実を図り、疾病予防及び介護予防に積極的に取り組むこと。

#### (6) 災害時の対応

市の定める地域防災計画に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに、災害時においては、市域の医療提供体制の中心的役割を担うこと。

#### (7) 播磨姫路圏域における連携強化

播磨姫路圏域において、市民病院が担うべき役割や機能を明確にした上で、基幹病院、地域の医療機関や医師会、歯科医師会等の関係団体との連携を強化及び充実すること。

## 2 地域住民や患者が安心できる医療の提供

### (1) 医療安全及び医療サービスの質の向上

医療安全や感染防止対策は、情報収集と分析、情報共有を行い、予防や再発防止等の対策を徹底すること。医療サービスの質については、適切な指標を用い測定、分析及び公表することで、市民病院機構全体における向上を目指すこと。

### (2) 患者満足度の向上

患者満足度や患者のニーズを的確に把握した上で、入院患者や外来患者の満足度の向上に繋がる対策を講じ、患者サービスの一層の向上を図ること。

### (3) 職員の接遇向上

職員一人ひとりに接遇の重要性に対する意識を浸透させ、研修を実施する等、職員の接遇の向上を図ること。

### (4) 市民への情報発信

医療サービスや市民病院機構の運営状況について市民の理解を深めるため、目的や対象に応じた適切な内容や媒体による戦略的な広報を行うこと。

## 3 医療の従事者の確保と育成

### (1) 医療従事者の確保

地域住民に対して安心できる医療を安定的に提供できるよう、医師の確保を図ること。また、看護師を始めとした医療従事者についても、医療機能を十分に発揮するために必要な人材の確保を図ること。

### (2) 医療従事者の育成

医療水準の向上を図るため、医療従事者に対して必要な教育や研修体制を充実させること。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

### 1 組織ガバナンスの確立

#### (1) 効率的な組織体制と専門職員の確保

弾力的な人員配置を実施し、市民病院機構を効率的に運営する組織体制を整備すること。

また、特に医業収益の源泉である診療報酬請求を担う医療事務担当、医師、看護師等医療職の確保を担う人事担当、資金の借入れや運用を担う財務担当に専門的知識をもった職員を確保するとともに、病院経営において必要な人材を育成すること。

#### (2) 目標管理のモニタリングと評価

経営改革を的確に実施するため、市民病院機構全体はもちろんのこと、所属ごと及び階層ごとの目標管理のモニタリングと評価を継続して実施すること。

(3) コンプライアンスの徹底

医療法（昭和23年法律第205号）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他の関係法令の遵守を徹底するとともに、行動規範と倫理の確立に取り組むこと。

(4) リスクマネジメント体制の充実

個人情報保護をはじめ市民病院機構を取り巻く様々なリスク管理を適切に実施するため、リスクマネジメント体制の充実を図ること。

(5) デジタル化の推進

デジタル化を積極的に推進し、DX（デジタルトランスフォーメーション）時代の環境の変化に対応することで、効率的な法人運営を図ること。

また、サイバー攻撃への対応等医療情報管理の観点から情報セキュリティ対策の強化に努めること。

2 職員の士気の向上

(1) 職員の意識改革

市民病院機構の目標を達成するために、計画や目標等の情報を全職員が共有し浸透させる取組を充実させ、職員全体の意識改革に努めること。

(2) 働きやすい職場環境の確保と働き方改革への対応

ワークライフバランスに配慮し、職員が本来業務に専念できる体制を確保すること。

タスク・シフト/シェアを含めた職場環境の整備を図る等、医師をはじめとした職員の働き方改革に対する取組を進めること。

(3) 人事制度・給与体系の構築

職員の給与は、勤務成績や市民病院機構の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合すること。また、職員のモチベーション向上につながる人事制度や給与体系の構築を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 収入の増加・確保

(1) 病床利用率・診療単価の向上

診療体制を充実させ、新規入院患者の増加や病床利用率の向上による増収を図ること。また、診療機能に見合った適切な収入を確保する等、診療単価の向上を図ること。

(2) 医療環境の変化への対応

法改正や診療報酬改定に迅速に対応し、収益の改善を図ること。

## 2 経費削減・抑制

### (1) 施設管理の強化

施設管理に伴う維持管理費についてコスト削減を図ること。

### (2) 医療機器の適正な管理

医療機器は、必要性や費用対効果を勘案し、計画的に整備すること。

### (3) 材料費の抑制

医薬品や診療材料等の在庫管理を適正に行い、費用の抑制を図ること。

### (4) 人件費の適正化

市民病院機構の規模に見合った最適な人員管理及び人事配置を行い、人件費の適正化を図ること。

### (5) 効率的な予算執行

予算科目や年度間で弾力的に運用できる地方独立行政法人の会計制度を活用し、効率的な予算執行を図ること。

### (6) 契約方法の見直し

地方独立行政法人のメリットを生かし、契約方法や購入方法について、民間的手法を取り入れた見直しを行うことにより、コスト削減を図ること。

## 3 経営基盤の強化

### (1) 中期目標期間の経営

理事長のリーダーシップの下、組織一体となって経営改革に取り組み、安定し自立した経営基盤を確立することで、目標期間中の一層の経常収支の黒字に努めること。

### (2) 運営費負担金

運営費負担金は、公的な医療機関としての役割を果たすために必要な不採算医療や政策医療等の実施等に伴う独立採算が困難な経費について負担するものであり、中期計画において適切に反映すること。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 附帯事業

附帯事業として実施する訪問看護ステーションれんげ、たつの市居宅介護支援事業所、室津診療所等について、地域のニーズや取り巻く環境を十分に踏まえた上で運営すること。